

は　し　が　き

地方公共団体の実施する下水道事業の数は、平成 19 年度末において 3,705 事業（法適用企業 268 事業、法非適用企業 3,437 企業）であり、前年度の 3,709 事業に比べ 4 事業減少している。平成 19 年度末の下水道の普及状況をみると、水洗化状況を表す汚水衛生処理率は 77.5% にとどまっている。また、施設の整備状況を表す汚水処理人口普及率は 83.7% と着実に増加しているものの、このうち人口 5 万人未満の中小市町村における整備率は 67.6% にとどまっている。今後、下水道整備はこうした中小規模の市町村にシフトしていくと考えられるが、中小規模の市町村は、一般的に住居の密集度が低いことや平坦地の割合が低いことなどにより投資効率が低下するところが多い一方、財政規模が小さくなるため、より経済的な処理施設を選択する必要がある。

下水道事業を取り巻く環境をみると、地方財政の悪化、地方分権の推進、環境・省資源化対策、情報公開の推進等、大きく変化している。このような中で、下水道事業は地方公営企業として経営の健全性を確保しつつ、かつ住民のニーズに応えなければならない。また、地方公共団体の財政運営を考慮した適切かつ長期的視点に立った事業の実施、地域ごとに最適な処理方法の選択と組み合わせ、民間委託の推進、事業の広域化・共同化、使用料及び受益者負担金の一層の適正化等により経営基盤の強化に努める必要がある。その過程で、使用料負担水準をはじめとする経営情報を議会、住民にわかりやすく適切に説明し、その意見をよく聞くことが重要である。

また、平成 19 年 6 月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立したところであるが、この法律においては、普通会計に公営企業会計等を連結した新たな財政指標に基づき、自主的な財政健全化計画や財政再生計画の策定を義務づけることとしたなか、下水道事業を含む個々の公営企業にも経営の早期健全化のスキームを設け、経営悪化の初期の段階から経営改善を促すこととし、公営企業の経営悪化が地方公共団体の財政運営に与える影響を未然に防止する仕組みを導入している。下水道事業は、一般に建設投資の規模が大きく、地方公共団体の財政運営に与える影響が多大であり、各種指標へ与える影響も大きくなるものと考えられることから、下水道事業の経営状況は今まで以上に議会、住民からも注目されていくものと考えられる。

こうした趣旨を踏まえ、本書では、平成 19 年度地方公営企業決算状況調査のデータを基に、事業体を類型別に分類し、同じ類型に属する事業体との数値比較を容易に行うことができるよう各種の経営指標を設定し、各下水道事業者がそれぞれの経営状況を把握するうえで必要な情報を提供している。

本書が、今後の下水道事業の経営にあたっての尺度として活用され、経営の健全化に資すれば幸いである。

平成 21 年 3 月

総務省 自治財政局 地域企業経営企画室長
濱 田 省 司